

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うパナマ政府の入国制限

令和2年2月21日
在パナマ日本国大使館

2月2日、パナマ保健省は、新型コロナウイルス（COVID-19）に対する検疫の一環として、中国からパナマに入国する者に対し、15日間の自宅隔離措置を課しています。この措置を紹介する一部旅行情報サイトが、原文のスペイン語での表現を正しく伝えていないため、中国以外に死亡症例が出ている日本をも含む措置であるかのような記述となっておりますが、当館がパナマ保健省他に確認したところ、21日現在、自宅隔離措置等の対象は中国からの渡航者に限定されており、日本からの渡航者は含まれていないとのことです。

今後、状況に変化がある場合には、速やかに皆様にお知らせいたします。